

玉名市安心相談確保事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 1 月

玉名市

1 趣旨

玉名市安心相談確保事業業務は、ひとり暮らしの高齢者等に緊急時に通報連絡できる装置を貸与することで、日常生活の安全を確保するとともに、安否確認と異常の早期発見に努め、また、併せて健康相談等を実施することで、当該高齢者等の不安や孤独感の解決を図ることを目的とする。本業務の実施にあたり、最適な者（以下、「契約候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 玉名市安心相談確保事業業務
- (2) 業務内容 「玉名市安心相談確保事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託料上限額

3,861,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

4 設置件数（見込み）

95件

（固定電話回線を必要とする緊急通報装置85件、固定電話回線を必要としない緊急通報装置10件）

※令和7年12月末実績74件

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始を申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始を申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の破産手続き開始申立てが行われている者若しくは決定を受けた者でないこと。
- (3) 玉名市工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成17年10月3日告示第103号）の規程による指名停止処分期間中でないこと。
- (4) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (5) 玉名市公共工事請負契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年告示第25号）第2条第4号に該当しない者であること。

6 実施スケジュール

公募から契約候補者の選定までのスケジュールは以下のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公開	令和8年1月9日（金）
質問書の提出期限（電子メール）	令和8年1月16日（金）正午まで
参加表明書の提出（電子メール及び郵送）	令和8年1月16日（金）午後5時まで
質問に対する回答	令和8年1月20日（火）
企画提案書等の提出	令和8年1月27日（火）午後5時まで
プレゼンテーション審査への案内通知（電子メールで通知）	令和8年1月29日（木）
プレゼンテーション審査	令和8年2月10日（火）
審査結果通知・公表	令和8年2月16日（火）予定
契約候補者との協議・契約	令和8年2月下旬頃予定

7 質問の受付

本プロポーザルについて質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

- (1) 提出書類 質問書（様式1）
- (2) 提出期限 令和8年1月16日（金）正午まで
- (3) 提出方法 担当部署宛に電子メールで行うこと。

8 参加表明書及び企画提案書に係る書類

(1) 提出書類及び部数

様式	提出書類	部数	内容、留意事項等
様式2	① 参加表明書	1部	様式に従い記載する。
様式3	② 企画提案書	1部	様式に従い記載する。
様式4	③ 提案事業者の概要	5部	様式に従い記載する。
様式5	④ 業務実績書	5部	受託実績について記載する。
様式6	⑤ 安心相談確保事業業務提案書	5部	様式に従い記載する。
任意	⑥ 見積書	1部	
—	⑦ 納税証明書	1部	国税、県税及び市町村税に係る最新のもので、3か月以内に発行されたもの

(2) 提出期限

提出書類① 令和8年1月16日（金）午後5時まで

提出書類②～⑦ 令和8年1月27日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

提出書類① 担当部署宛に提出書類①を電子メール及び郵送で提出すること。

提出書類②～⑦ 担当部署宛に郵送又は持参して提出すること。

※提出書類を持参する場合は、玉名市役所開庁日の午前9時から午後5時までとする。

また、郵送する場合は、簡易書留郵便等で期間内に必着すること。

※参加表明書の際の電子メールにプレゼンテーション審査への案内通知を送信する。

(4) 提出書類作成要領

- ① 提案書は、別添配布資料の書式の表示項目・必要事項を満たしていれば、提案書を作成するソフトウェアや書体、文字サイズ等は問わない。
- ② 提案書の大きさは、A4で作成し、添付資料がある場合も同様とする。
- ③ 様式内に文書を補完するためのイラスト、イメージ図等を使用してもよい。

9 プrezentationの実施

(1) 日時 令和8年2月10日（火）（詳細は別途通知する。）

(2) 場所 玉名市役所 本庁舎

(3) 出席人数 3人以内とする。

(4) 提案内容の説明

- ① プrezentationは、企画提案書の内容に沿って行うこと。
- ② 説明時間は25分以内とする。
- ③ 質疑応答を15分程度とする。
- ④ 提供予定の緊急通報装置を用意し、機器操作説明並びに実演を行うこと。
- ⑤ プrezentationに当たり必要な機材（パソコン、プロジェクター等）は、参加事業者で用意すること。ただし、スクリーンは本市で準備する。なお、当日に追加資料などの配布はできない。

(5) 参加辞退

参加申込書等の提出後、本プロポーザルに参加する意思がなくなった場合には、参加辞退届（様式7）を郵送又は持参により提出すること。

10 受託予定者の選定方法

(1) 審査

審査は、本市が設置する選定委員会において、別紙「審査基準」に基づいて行う。審査の結果、最高点を獲得した事業者を本業務の契約候補者とする。

なお、契約候補者に契約を締結することができない何らかの事由が生じた場合は、次順位及びそれ以降の順位者を繰り上げ、新たな契約候補者とする。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、結果通知書により参加者全員に通知するとともに、市のホームページに掲載する。なお、審査結果についての意義申し立ては一切認めない。

1 1 契約締結

10において契約候補者に決定した事業者は、企画提案書をもとに契約締結のための仕様書確認等の協議を行ったうえで、契約書を作成し、契約の締結を行う。

なお、契約締結にあたっては、玉名市財務規則等に基づくものとする。

1 2 失格条件

参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案の内容に虚偽がある場合
- (2) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 他の参加者に対して不正な行為をしたと認められる場合
- (4) 定められた以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (5) その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

1 3 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出書類の提出後の修正、変更及び追加は一切認めない。
- (4) 審査内容及び審査結果についての意義申立ては認めない。
- (5) 市は、提案書等を本事業の選定以外に無断で使用しないものとする。

1 4 担当部署

玉名市 健康福祉部 高齢介護課 高齢者支援係

郵便番号 〒865-8501

住所 熊本県玉名市岩崎 163

電話 0968-75-1339

電子メール korei@city.tamana.lg.jp

(別紙)

玉名市安心相談確保事業業務委託審査基準

審査項目	
1 事業者の概要・事業実績	①経営の安定性 ②緊急通報システム事業の実績 ③緊急通報事業に関する考え方
2 使用機器に関する提案	①使用機器の機能、取り扱い説明 ②保守点検について ③機器故障時の対応について ④その他セールスポイント
3 受信センター及び業務内容に関する提案	①受信センターの概要 ②利用者情報の管理体制について ③職員の勤務体制について ④緊急通報受信時の対応について ⑤相談時の対応について ⑥トラブル発生時の対応について ⑦安否確認の方法について ⑧受信センターのバックアップ体制について ⑨災害時の対応について ⑩利用者の利便性向上について ⑪その他セールスポイント
4 個人情報の保護に関する提案	個人情報保護対策について
5 価格に関する提案	①機器一式当たりの月額単価 ②一時的(1か月以上)に自宅にいない場合の月額料金